東北カワウ広域保護管理指針
（第２期）

令和７（２０２５）年３月
東北カワウ広域協議会

目次

1　広域保護管理指針策定の背景 2
2　第１期広域指針期間の評価 2
3　東北地方におけるカワウの生息及び被害の状況 3
（１）分布 3
（２）個体数と営巣数 5
（３）被害状況 8
（４）被害対策の実施状況 8
4　広域保護管理指針の期間 9
5　対象区域 9
6　広域保護管理の目標 9
（１）短期的な目標 9
（２）最終的な目標 10
7　広域保護管理の取組方針 10
（１）指針・計画の取組推進 10
①　東北カワウ広域協議会及び東北カワウ広域保護管理指針 10
②　県協議会及び県カワウ保護管理計画 10
③　地域協議会及び地域実施計画 11
（２）モニタリングと情報共有 11
①　生息状況モニタリング 11
②　被害状況のモニタリング 11
③　情報の集約及び解析 11
④　最新の知見の収集 12
（３）広域連携による被害防除及び個体群管理..... 12

１　広域保護管理指針策定の背景

現在、日本各地でカワウの個体数増加、分布拡大に伴い、内水面漁業や生活環境への被害が各地で問題化している。

東北地方では2000年代以降、徐々にカワウの個体数が増加し、2010年代には漁業被害の報告が散見されるようになった。近年、各県によるモニタリング調査体制が整備されつつあるが、東北地方全体のカワウの個体数や被害の実態に関しては情報が不足しているのが現状である。

カワウを適切に管理するためには、河川等を中心とする生態系に係る全体的な状況、すなわち、水辺の環境の変化、水と人の関わりの変化、魚の生息数の動向、カワウの動向、内水面漁業や釣りの動向、そのほか様々な人間活動が河川に与える影響等についての状況を十分把握し、問題解決にむけた多面的な対策が必要である。

また、カワウが、どれほどの時間をかけて、どれほどの距離を移動するかといった生態的特性については未解明な部分が多いものの、すでに都道府県の境界を越えて移動していることは確認されており、被害防除、個体群管理、生息環境管理等の対策の実施及びモニタリング調査に関して、自治体を越えた広域的な対応が必要である。さらに、広域的かつ多面的な対策を検討するにあたっては、関連する法令等（鳥獣保護管理法、河川法等）も多岐にわたり、これらの調整が必要となる。そのため、環境省の「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」（2013年発行）では、広域的な保護管理の推進にむけた提案がなされている。

このような状況を踏まえ、関連する国の機関や県の部局、漁業等関係団体（漁連、漁協、釣団体等）、自然保護団体、関連分野の専門家等が一堂に会して議論し、一定の方向性を持って対策を進めていくことが重要であり、そうした関係機関・関係団体の連携を図る場として平成30（2018）年度に東北カワウ広域協議会が設置された。

また、平成30（2018）年度に東北カワウ広域保護管理指針（以下、「広域指針」とする。）を策定した。本広域指針は、平成30（2018）年度策定の広域指針の２期目として、東北地方におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とし、広域的なカワウの保護管理にかかる基本的な考え方や対策の方向性を示すものである。

平成31（2019）年３月　第１期　東北カワウ広域保護管理指針　策定
令和７（2025）年３月　第２期　　〃

２　第１期広域指針期間の評価

第１期広域指針では、広域保護管理の取組方針として、体制及び各種計画の策定を推進し、生息状況や被害状況のモニタリングによる現状把握と情報共有に努めてきた。その結果、第1期広域指針の最終年度である令和５（2023）年度までに、全ての県において県協議会が設置され、指針または計画の策定が行われ、カワウの広域保護管理を推進するために必要な体制が整備されてきた。さらに、一部の県では地域協議会及び地域実施計画が整備されるなど、地域の課題や実情に

あった対策を行うための素地が整いつつある。

このような体制整備が進む中、各県による生息状況モニタリング調査により、ねぐら・コロニーの位置や個体数、営巣数の把握が進み、東北地方におけるカワウ個体群の全体像に関する基礎的な情報が徐々に蓄積されている。一部の県では、胃内容物調査や飛来数調査が行われ、被害状況に関する情報の蓄積も進んでいる。また、広域協議会では、このような各県の取組やカワウに関する情報を集約するとともに、東北地方における個体群の動向や被害の状況の整理を行い、情報共有に努めてきた。

カワウの被害対策は各地で普及し、全ての県でカワウの被害防除対策が実施されているものの、カワウによる被害を十分に抑制するには至っていない。また、カワウの生息状況や被害状況に関する情報収集についても十分ではなく、引き続き、東北地方における広域保護管理の取組推進が必要な状況である。

３　東北地方におけるカワウの生息及び被害の状況

（１）分布

東北地方では、1920年代からカワウの生息・繁殖が確認されており（福田ら2002）、環境省自然環境局による平成28（2016）年度カワウ広域保護管理にかかる情報収集・分析及び課題整理等推進業務では、平成28（2016）年には東北６県全ての県に生息していることが確認されている。令和６（2024）年現在、ねぐら・コロニーは東北地方全体で合計65ヶ所確認されている（図１）。

出典：福田道雄・成末雅恵・加藤七枝（2002）日本におけるカワウの生息状況の変遷．日鳥学誌 51：4-11.

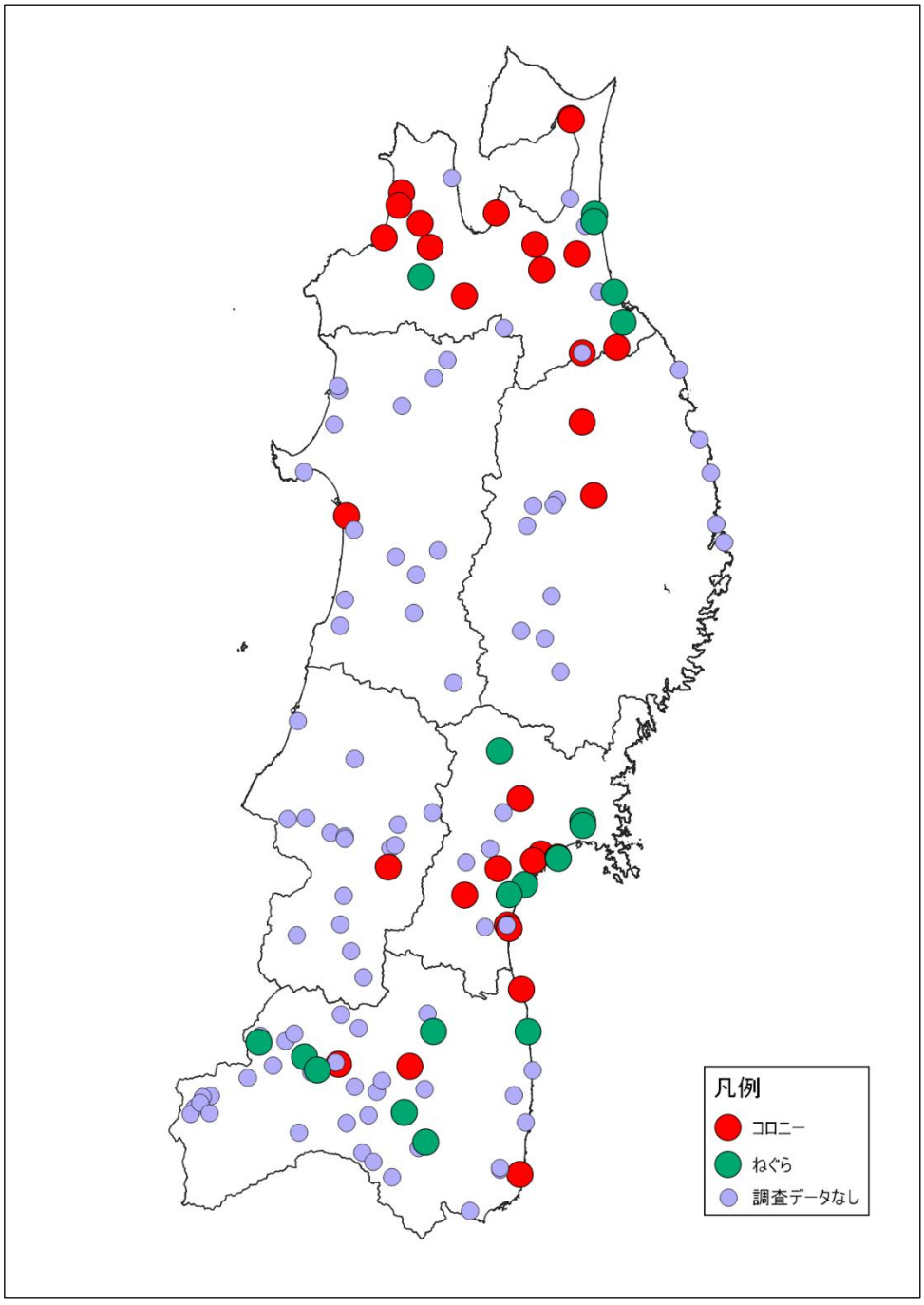

図１　東北地方におけるカワウのねぐら・コロニー位置
2024年春季（３−６月）

※「調査データなし」は、コロニー・ねぐらの情報はあるものの、未調査もしくはコロニー・ねぐらが消滅した状態など、詳細が不明な地点。

（２）個体数と営巣数

過去の調査記録がほとんどの県にないことから、これまでの個体数や営巣数の変化はよく分かっていない。

第１期広域指針では、東北地方全体での広域保護管理を推進することを目的として、生息状況を把握するためのモニタリング調査体制の整備を進めてきており、その結果、現在はほとんどの県にてモニタリング調査体制が整備されつつある。

これまでのモニタリング調査結果から得られたカワウの個体数を下記に示す方法により集計し、東北地方のカワウ個体数を推定した（図２）。また、令和６（2024）年春季のねぐら・コロニーの位置と個体数規模を図３に示した。東北地方では、春季から夏季にかけて個体数が増加し、夏季から冬季にかけて減少する傾向がみられ、第１期広域指針を策定した令和元（2019）年と直近のデータを比較するとどの時期も個体数が増加する傾向がみられる。ただし、設定した各期間内に東北地方内あるいは他地域間での個体の移入・移出があった場合、過大・過小評価になる可能性があることや、突発的な個体数の増減の変動があった場合は、推定値は実際とは乖離した結果になる可能性があることに留意が必要である。

集計方法：調査月にばらつきがあるため、3-6月を春季、7-10月を夏季、11-2月を冬季のデータとして取りまとめた。
推定方法：調査結果がない期間の個体数は、前後同時期の調査結果の平均を推定値とした。

繁殖期最盛期である春季の営巣数を下記に示す方法により集計し、東北地方のカワウ営巣数を図４に示した。また、コロニーの位置と営巣数規模を図５に示した。営巣数についても増加傾向がみられていることから、今後東北地方内でカワウの個体数が増加することが懸念される。

集計方法：調査月にばらつきがあるため、3-6月を春季のデータとして取りまとめた。

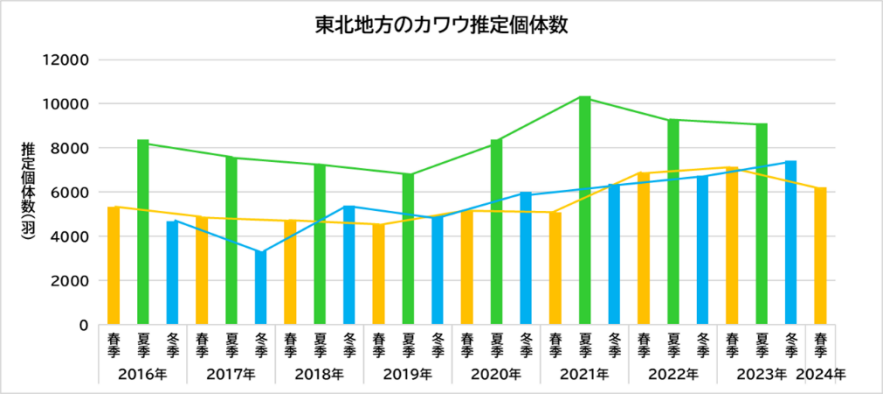

図２　東北地方のカワウ推定個体数の変化
2016年～2024年春季

※調査月にばらつきがあるため、3-6 月を春季、7-10 月を夏季、11-2 月を冬季のデータとして取りまとめた。
※調査結果がない期間の個体数は、前後同時期の調査結果の平均を推定値とした。

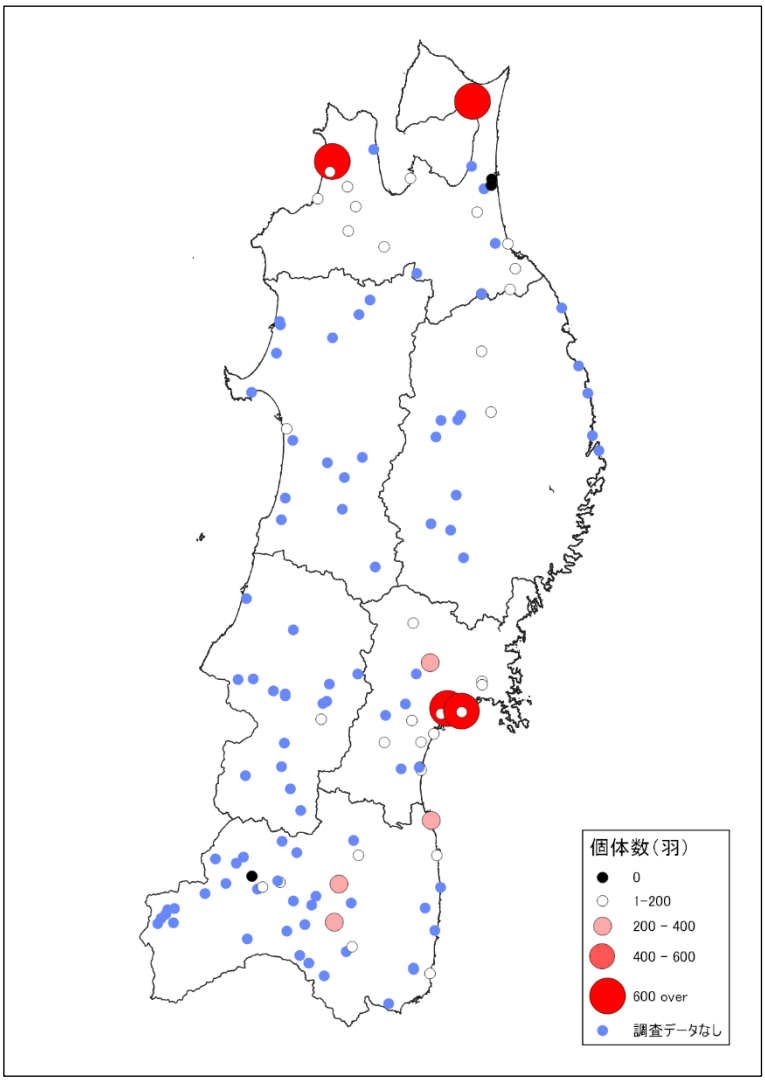

図３　東北地方におけるカワウのねぐら・コロニーの位置と個体数規模
2024年春季（３-６月）現在

※個体数（羽）「●　０」は、実際に調査したが個体が見られなかった地点。「調査データなし」は、コロニー・ねぐらの情報はあるものの、未調査もしくはコロニー・ねぐらが消滅した状態など、詳細が不明な地点。

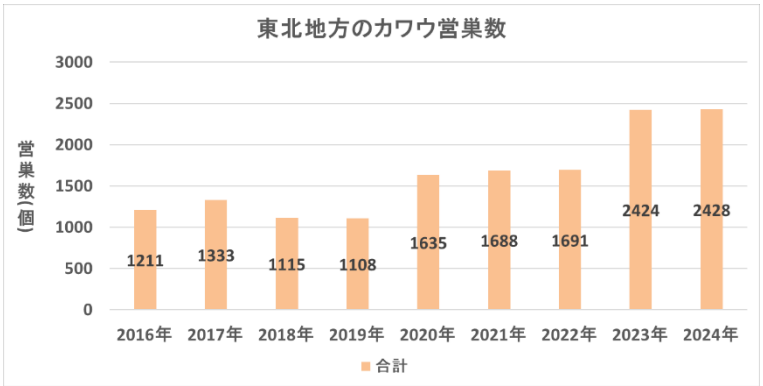

図４　東北地方のカワウ営巣数の変化
2016 年～2024 年春季
※調査月にばらつきがあるため、3-6 月を春季のデータとしてとりまとめた。

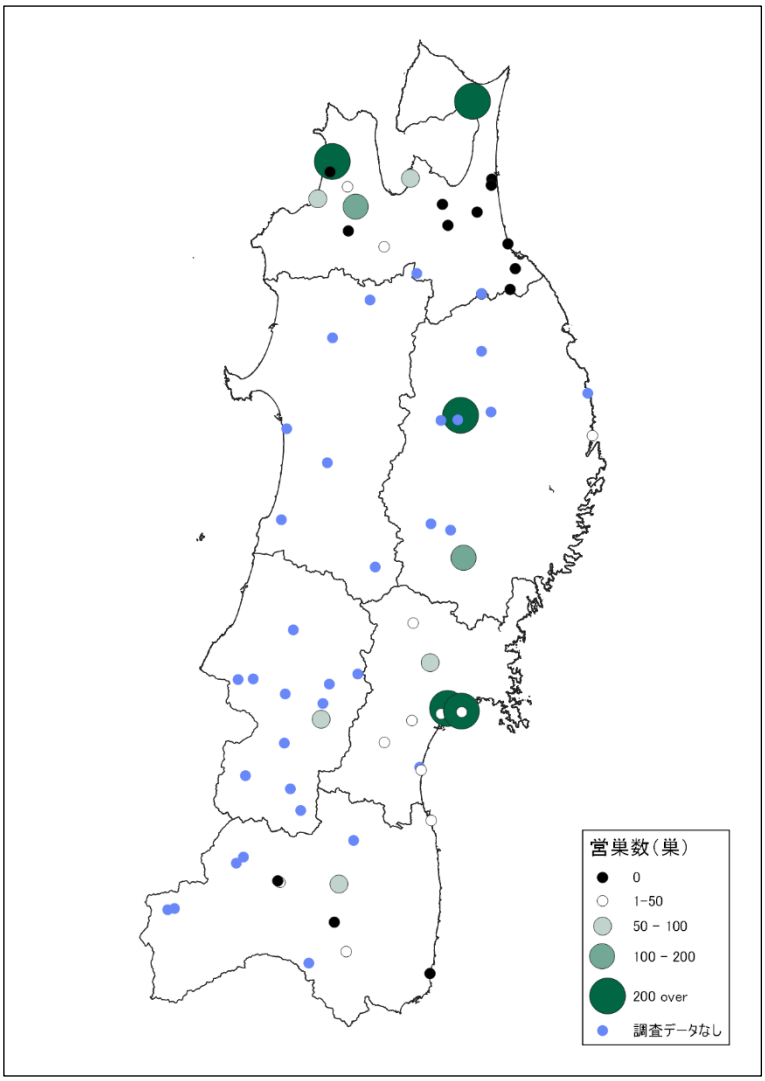

図５　東北地方におけるカワウのコロニー内の営巣数規模
2024年春季（３-６月）
※営巣数（巣）「● ０」は、実際に調査したが営巣が見られなかった地点。「調査データなし」は、営巣の情報はあるものの、未調査もしくはコロニーが消滅した状態など、詳細が不明な地点。

（３）被害状況

各県における漁業被害の内容と場所及び時期について情報収集を行ったところ、すべての県で内水面におけるアユの被害が報告されている。被害時期は、放流や天然遡上のある春季と産卵期の秋季に集中していた。

また、アユ以外の漁業・遊漁対象種も胃内容物から確認されており、多くの養鯉場・養魚場でニジマス、コイ等の養殖魚がカワウに捕食されているという報告がある。各県における取組として、漁場での飛来数調査や捕獲個体の胃内容物調査が実施されており、一部地域では被害地の特定及び飛来数が把握され、推定される被害金額が算出される等、カワウによる被害状況に関する情報の蓄積が進められている。しかし、予算や人員の確保が困難であることや、胃内容物調査におけるサンプル確保が困難である等の技術的課題などから、カワウによる漁業被害の実態は十分に把握できていないのが現状である。

現在は報告されていないねぐら・コロニー周辺における植生被害や生活被害についても、今後、カワウの個体数の動向によって被害が拡大することが懸念されている。

（４）被害対策の実施状況

東北地方においては、カワウによる被害が発生している多くの地域でカワウに対する被害対策が行われている。これまで実施された被害対策の内容としては、内水面漁業協同組合を主体とした、テープ張りやドライアイスの巣への投入による繁殖抑制、追払い、銃器や釣り針による捕獲などが報告されている（表１）。特に銃器による許可捕獲は東北地方全県で実施されており、多い年で1,500羽を上回る捕獲が行われている（図６）。

広域協議会のアンケート調査によると、各種被害防除対策により飛来数がやや減少する等の一定の成果が挙がっている地域もみられている。一方で、銃器の使用制限により十分な範囲で銃器捕獲が実施できないことや、対策従事者の確保、予算の確保など、対策の実施にあたっての課題も報告されている。

表１　令和４年度に実施したカワウ被害対策

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
手法	銃器捕獲	銃器捕獲	銃器捕獲 釣り針捕獲 追払い	銃器捕獲	銃器捕獲 追払い 繁殖抑制（ドライアイス）	銃器捕獲 追払い 繁殖抑制 （ドライアイス＋ドローン）

出典：令和5年度東北カワウ広域協議会企画運営及び広域保護管理指針検討業務アンケート調査結果より

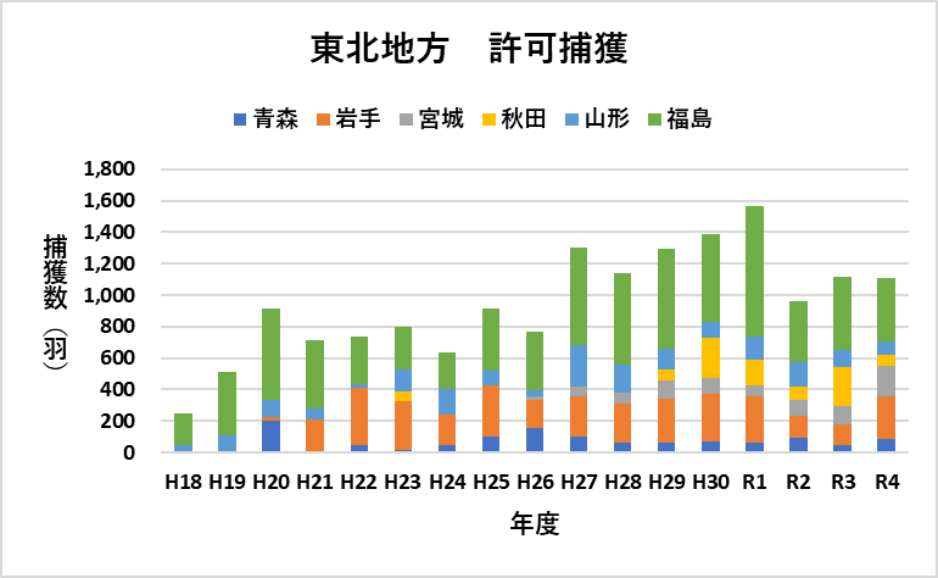

図６　銃器による捕獲数（許可捕獲）

４　広域保護管理指針の期間

令和７（2025）年度から令和11（2029）年度までの５年間とする。また、期間満了後に広域保護管理の実施結果の評価を行い、次期広域指針へ更新するものとする。なお、次期広域指針が策定されるまでは、広域的なカワウの保護管理にかかる基本的な考え方や対策の方向性は、現広域指針に基づくものとする。

５　対象区域

東北６県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）を対象区域とする。

６　広域保護管理の目標

（１）短期的な目標

広域保護管理の推進に必要な体制の整備を進め、春季（４月下旬-５月下旬目途）一斉モニタリングを実施（※）することで、東北地方全体での被害をもたらすカワウの生息状況を把握し、効果的な対策を実施できるようになることを短期的な目標とする。

また、「令和６年度からのカワウ被害対策強化の考え方（令和６年５月　環境省、水産庁）」において、令和10（2028）年度までに内水面漁業に被害を与える個体数を平成25（2013）年度水準から半減を目指すことが新たに示されたことから、個体数が増加傾向にある東北地方においては、生息状況及び被害状況を正確に把握し、より効果的な対策を行うために、広域連携による被害防除、個体群管理の推進のための知見の収集や情報共有を進める。

※補足説明：一斉モニタリングの意義

・カワウ対策にとって、繁殖期であり分散する前の春季に繁殖地を特定し、そこでの個体数の把握や対策が重要となる。また、展葉前の春季は、個体数をより正確

に把握する適期である。
・一部の地域では異なるものの、カワウによる主な漁業被害であるアユの食害は、アユの放流・遡上期である春季に被害が最も大きくなる傾向がある。
・そのため、春季にモニタリングを実施することで、被害をもたらすカワウの生息状況（繁殖地・個体数）をより正確に把握することができる。
・これらの情報は、被害を軽減するための効果的な対策計画（目標設定、対策手法、効果検証等）を検討するために必要な情報となる。
・カワウは広域移動をするため、各県の調査時期を可能な限り合わせ、東北地方全体としてカワウの生息状況の実態を把握することが望ましい。

（２）最終的な目標

地域社会や経済活動とカワウの生息が両立することを最終目標とする。

７　広域保護管理の取組方針

（１）指針・計画の取組推進

カワウの広域保護管理にあたって、これまでに以下のような階層的な体制が整備されてきた。今後も、それぞれの階層で策定した指針や計画に基づく取組を推進する。

①　東北カワウ広域協議会及び東北カワウ広域保護管理指針

東北カワウ広域協議会は、東北地方におけるカワウによる被害の防止及び適切なカワウ個体群の管理を目的とし、関係行政機関（野生鳥獣、水産、河川に関係する機関、部局等）、関係団体（漁業関係団体、野鳥保護に関係する団体等）、有識者が参加し、事務局は東北地方環境事務所に置く。

広域協議会は、広域指針を策定し、広域保護管理の基本的考え方や取組の方向性を示し、各県が策定する保護管理計画等と連携する。なお、平成31（2019）年３月に第1期の広域指針を策定し、令和７（2025）年３月に第2期の広域指針を策定した。

②　県協議会及び県カワウ保護管理計画

東北６県では、広域指針を踏まえた被害防止や個体群管理を実施するにあたり、計画の策定や必要な調整を行う主体として、関係行政機関、関係団体、有識者等で構成する県協議会等が設置されており、同体制を継続して設置することで取組を進める。

また、広域指針に基づく被害対策や調査等の具体的な実施にあたっては、県ごとに「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）」に留意して、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律における特定鳥獣保護管理計画制度に基づく「カワウ保護管理計画（以下、「県計画」という）」の特定計画又は任意計画を複数県が策定していることから、各県がこれら計画等に基づく取組を実施する。

なお、県計画は、各県全体の被害対策や一斉調査などについて記述するものであり、次に示す地域実施計画を内包した構成とする。

③　地域協議会及び地域実施計画

県協議会のもとに対策地域ごとの協議会を設置し、地域の課題や実情にあった具体的な対策が実施できるよう、情報共有や合意形成を図る。

問題解決に向けた対策の内容は、個々の被害現場の特徴をふまえたものでなければならないことから、現場ごとに地域実施計画を策定して、県計画に反映させる。

また、地域実施計画は、対策を実施する地域を明確にした上で、その範囲において実施する対策などを記述する。

（２）モニタリングと情報共有

第１期広域指針期間では、各県において生息状況調査や情報収集が行われ、ねぐら・コロニーの位置や営巣数、個体数等の把握が行われてきているが、東北地方におけるカワウ個体群の全体像に関する基礎情報はまだ不十分の状況である。効果的な広域保護管理を実施していくためには、生息状況や被害状況を適切に把握し、関係者で情報を共有することが重要である。

①　生息状況モニタリング

各県は、関係機関、団体と協力して県内のコロニーの位置や個体数等の把握に努める。

また、東北地方全体の生息状況を把握するために各県のモニタリングの時期を春季（４月下旬－５月下旬目途）に統一して実施する。

※関東カワウ広域協議会に所属する福島県においては、別途調整

②　被害状況のモニタリング

各県は、関係機関、団体と協力して県内の被害状況の把握に努める。

被害は地域ごとに特徴があるため、きめ細かい対策が行えるよう被害の発生している地域ごとに、被害に関する詳細な情報、実施している被害防除対策等の項目について情報を収集しておく。一部の県では、胃内容物調査が行われ、遊漁対象魚種等への被害があることが示せるようになってきたことから、課題となっているサンプル数の確保、被害額の算定及び精度の確保等の対策を行う。

また、効果測定の観点から被害地でのカワウの飛来数に関する情報も収集する。

被害地でのより効果的な被害防除対策は、カワウの採食制限につながり、栄養供給の阻害、カワウの繁殖抑制につながると考えられることから、各被害地では、積極的に被害防除対策を実施しつつ、確実な効果測定を行う。

③　情報の集約及び解析

広域協議会は各県から提供された情報を集約するとともに、東北地方における個体群の動向や被害の状況、被害防除対策の効果等について解析し、構成機関・団体に情報提供する。

また、得られた結果をもとに広域保護管理の実施結果を評価し、広域指針の見直しを行う。

④　最新の知見の収集

広域協議会は各課題の解決や、より効果的かつ効率的な取組を行うために、カワウの生態や被害防除に関する最新の知見を収集するとともに、勉強会を開催するなどして構成機関・団体への情報提供を行う。

（３）広域連携による被害防除及び個体群管理

広域協議会は、複数県が連携して行う被害防除や個体群管理を行う場合に、必要な情報提供や技術的な助言を行うとともに、効果検証に協力する。